

公 告

令和7年4月 21 日

豊橋市長 長坂 尚登

1. 令和7年4月14日付の「アグリテック実証支援事業委託業務」の公募型プロポーザルに係る公告の一部を次のように変更する。

変 更 後	変 更 前
2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件 プロポーザルの提案資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。 <u>(1)プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、国税及び愛知県税、豊橋市税の未納がないこと。</u> <u>(2)プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。</u> <u>(3)～(6) (略)</u>	2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件 プロポーザルの提案資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。 <u>(1)プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。</u> <u>(2)～(5) (略)</u>

2. 令和7年4月21日付の公告に伴い、令和7年4月14日付で公告した「アグリテック実証支援事業委託業務プロポーザル実施要領」を次のように変更する。

変 更 後	変 更 前
2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件 プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。 (1)～(5) (略) (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。	2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件 プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。 (1)～(5) (略) (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

ア 構成企業は、上記(1)～ <u>(5)</u> までのすべての要件を満たしていること。	ア 構成企業は、上記(1)～ <u>(4)</u> までのすべての要件を満たしていること。
---	---